

法人課税について

平成26年3月19日
麻生議員提出資料

第1回法人課税ディスカッショングループ（3/12）の議論の模様

大田弘子座長より、冒頭、別添1に基づく説明が行われ、これも踏まえて意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

（法人課税の改革の目的）

- どのような目的で法人課税改革を行い、国民生活にどのような影響があるのか、国民に対する説明責任を果たさなければならない

（財政の健全化との関係）

- 2020年のプライマリーバランス黒字化目標との整合性を確保する必要
- 経済成長と財政健全化の両立を達成する必要があり、税収中立は大前提
- 経常収支が苦しくなっており、財政赤字問題には危機意識を持つべき
- 借金に頼らない財政運営を行うために消費税率の引上げを行う中、法人税は税収中立をとらないというのでは政策として整合的でない
- 税収中立については、将来の不確かな税収の増加をあてにするのは危険
- アベノミクスの効果をどう織り込むかも考えるべき
- 国税では他税目も含めて、地方税は応益負担で財源を確保すべき

（産業政策との関係）

- 産業構造のあり方をにらみながら検討する必要
- 税率を下げれば、それだけで経済が活性化するものではなく、産業政策が重要
- 海外からの投資を呼び込むという視点も重要

（税率のあり方）

- （複数の委員から）税率は引き下げていく必要
- 法人課税の目的や国民への影響について十分な議論がなされていない中で、税率の引き下げのみ先行して方向性を打ち出して良いのか
- 海外投資家には、教育やインフラなど日本の優れた生活や企業活動の基盤を維持するために税を負担して頂く必要があると説明していくアプローチもあるのではないかと

(赤字法人問題)

- 赤字法人があまりにも多い状況には対処が必要
- 赤字法人問題は、法人なりした企業をどう扱うか、個人所得税との関係で検討していく必要
- 大企業と中小零細企業の課税は分けて考えるべき
- 応益課税の強化は、法人のみで行うのは偏りがある

(その他課税ベースの拡大)

- 政策税制をゼロベースで見直すべき

(地方法人課税の改革)

- 外形標準課税等の応益課税の強化などによって、代替財源を確保する必要

(他税目との関係)

- 法人税引き下げの財源を法人税の枠の中だけで賄えないのであれば、他税目で賄う必要
- 他税目については、法人収益の分配先の間税負担の調整なら問題ないが、全く異なる税構造に財源を求めるのはおかしい

上記に加え、佐藤主光委員から法人税のパラドックスについて、概要以下の通りのプレゼンテーションがあった（別添2参照）。

- ヨーロッパで「法人税のパラドックス」が観察された要因としては、課税ベースの拡大のほか、法人なり等の要因が大きいと分析されている。
- 今回のOECD諸国に関する実証分析の結果、法人税率引下げは直接的には法人税収を減少させるとの結果。むしろ、構造改革による成長力の向上が法人税収の上昇に寄与。税率引下げが成長に及ぼす影響は定かでない。法人税のパラドックスは、法人税率を下げる理由にも上げる理由にもならない。
- 経済のグローバル化の中、欧州の各国は、課税ベースの拡大を含め、国際的租税競争への対応として税制改革を実施（単に税率を下げただけではない）。

法人税改革の論点について (2014.3.12)

大田弘子

1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか
 - (1)法人税改革の目的を明確にして取り組む
国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる
法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている
企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす
 - (2)法人税の税率引き下げが必要である
日本の法人税率は国際相場に照らして高い
法人税収への依存度が高い
 - (3)法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする
課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される
 - (4)単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる
単年度ではなく中期的に税収中立をはかる
法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる
国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

2. 法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか
 - (1)租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか
 - (2)減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要ではないか
 - (3)一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべきではないか

3. 地方法人課税について望ましいあり方を検討すべきではないか
 - (1)地方税は行政サービスの費用を分担するものであり、法人への過度の依存は望ましくないのではないかと。また、法人間でも、より広く分担すべきではないかと。
 - (2)地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないかと

4. 目標や行程を考えながら議論すべきではないかと

以上

法人課税の改革に当たっての論点の整理

～各委員からのご提案～

1. 法人課税の改革の目的

- 産業構造を含めどのような経済社会を目指し、これを実現するためにどのような成長戦略（産業政策）を実施し、その中で法人課税の改革をどのように位置付けるのか整理
- その際、法人課税の改革の目的は何か（立地競争力の強化なのか、設備投資の促進なのか、わが国企業の競争力強化なのか、産業の新陳代謝の促進のかなど）を明確化
- その上で法人課税の改革の目的と整合的な形で手段を選択
- 法人課税の改革の趣旨・目的及び効果についての国民に対する説明

2. 検討の範囲

- 国・地方を合わせた法人課税の改革
- 関連する他の税目を包括した税制の改革

3. 税率のあり方

- 税率の意義（法定税率、平均税率、限界税率）と税負担の関係
- 法人課税以外の負担の検証

4. 課税ベースのあり方

- 公平、中立、簡素な法人課税の構築
- 赤字法人問題への対応
 - ・ 欠損金の繰越控除制度
 - ・ 外形標準課税
 - ・ 代替ミニマム税
- 租税特別措置
- 中小法人等課税（法人なり問題を含む）
- 公益法人等課税

- 法人税（国税）と地方法人課税との関係
- 受取配当の益金不算入制度
- 減価償却制度
- 国際課税（BEPS など）

5. 地方法人課税の改革

- 応益課税としての地方法人課税のあり方
- 外形標準課税の強化
- 法人住民税法人税割の交付税原資化等による地方法人課税の偏在是正の方向性（与党税制改正大綱）との整合性
- ※ 上記の地方法人課税の見直しについては、地方財政審議会「地方法人課税のあり方に関する検討会」報告書で示されている方向性との整合性
- 代替財源確保の観点からの住民税・固定資産税等の見直しとの組合せによる地方税体系の改革

6. 他税目との関係（新税を含む）

- 所得課税（資本所得課税、給与所得控除など）との関係
- 資産課税との関係
- 留保金課税の検討

7. 財政の健全化との両立

- 2020年プライマリーバランス目標の達成
- 税収中立の考え方

8. 政策効果

- 税制改革や規制改革等による産業競争力の強化
- 税率と法人税収の関係の検証（諸外国の動向の検証）

9. 改革の工程

説明資料「法人税のパラドックス」の概要

(一橋大学政策大学院・経済学研究科 佐藤主光)

- 法人税率の引下げにもかかわらず法人税収(対GDP比、以下同じ)が安定的に推移する、いわゆる「**法人税パラドックス**」の**要因**には、以下のようなのが考えられる。
 - ・ 租税特別措置の廃止や減価償却費の縮減など、税率引下げに合わせた**課税ベースの拡大**。
 - ・ 所得税に比して法人税の負担が低くなったことによる自営業者などの「**法人成り**」。
 - ・ 経済構造の変化や景気循環、法人税減税による投資喚起を通じた**法人利益の増加**。

法人税収の決定要因と先行研究

$$\frac{\text{法人税収}}{\text{GDP}} = \frac{\text{法人税収}}{\text{民間企業所得}} \times \frac{\text{民間企業所得}}{\text{事業所得}} \times \frac{\text{事業所得}}{\text{GDP}}$$

①**実質的法人税負担率**
= 税率、課税ベース

②**法人所得比率**
= 「法人成り」

③**事業所得比率**
= 資本・労働の所得分配、新規起業

【先行研究例① Sørensen (2007), Pitrowska and Vanborren (2008)】
税率引下げを背景とする所得税から法人税への税源移転等による②の上昇が「パラドックス」の要因。また、③は大きく低下しておらず、税率の引下げと合わせた課税ベースの拡大を各国が実施。

【先行研究例② Devereux, Griffith and Klemm (2004)】
英国では1980年代以降法人税の実効税率(①に相当)は低下傾向にあったが、法人利益(③×②)が増加したことが要因。

- 実証分析によれば、**法人税率の引下げは、①の低下を通じて法人税収の減少させる一方、規制改革等の構造改革による成長力の向上が、②や③の上昇を通じて、法人税収の上昇に寄与**。なお、法人税率の引下げが成長力にプラスに働いたとしても、それだけで「パラドックス」を引き起こすほど作用したかは定かではない。
- そもそも法人税収は社会厚生(公平・効率)の改善を判断する指標ではなく、財政の持続性を担保するものでもない。
 - 「**法人税パラドックス**」は**法人税率を下げる理由にも下げない理由にもならない**
 - **グローバル化の中、法人税が生き残ったことがパラドックスであり、これを実現した税制改革戦略が関心事**
- 経済のグローバル化の中、各国は、課税ベースの拡大を含め、国際的租税競争への対応として「生き残る」ための税制改革を実施。(単に税率を下げただけではない)

別添2